

第131期 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日から2022年3月31日まで

開催情報

日時 **2022年6月28日(火曜日)**
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 **イノホール(飯野ビルディング4階)**
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する
対応方針(買収防衛策)承認の件

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時まで
※詳細は5ページから6ページをご参照ください。

お願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主総会当日の様態についてはインターネットでのライブ配信を予定しております。つきましては、株主総会へのご出席をお控えいただき、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9119/>



飯野海運株式会社

証券コード：9119



株主の皆様へ



代表取締役社長

當 舎 裕 己

経営理念

- 安全の確保が社業の基盤
- よいサービスと商品を社会に
適正な価格で安定的に供給
- 取引先のニーズに迅速・的確に対応
- 社会的要請へ適応し環境に十分配慮
- 株主、そして役職員へのリターン
充実を目指し企業価値向上を志向

行動憲章

- 安全の重視
- 社会への貢献
- 取引先の尊重
- コンプライアンスと社会秩序の維持
- 差別の廃絶・人権の尊重
- 環境の保護
- 情報開示とコミュニケーション

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第131期定時株主総会招集ご通知（2021年4月1日から2022年3月31日まで）をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

当期の事業環境について

当期（2021年度）の世界経済は、依然として新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下、「感染症」という。）の影響が続き、先進国や新興国でインフレが急加速したことに加え、当期末にはロシアがウクライナに侵攻したことで先行き不透明感が増したものの、一部の国を除き景気回復の動きが見られました。わが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による下押し圧力はあったものの、回復基調を維持しました。

当期の取り組み・業績について

当社グループの海運業を取り巻く市況は、ドライバルク船では期中を通して高い水準で推移し、低調であったケミカルタンカーにおいても回復基調となりました。一方で、感染症の影響による船員交代の制限等の運航上のリスクは解消されず、予断を許さない状況が続きました。

このような中、大型原油タンカーにおいては、支配船腹を長期契約に継続投入し安定収益を確保しました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域からの数量輸送契約に加え、復航となる北アフリカからインド及びパキスタン向けの磷酸液や、アジア域からの高運賃スポット貨物を積極的に取り込んだことで、夏場以降採算は大きく改善しました。

大型ガス船においては、第2四半期におけるLNG船の定期修繕により営業費用が増大しましたが、LPG・LNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保しました。また、当期末には、LPGを推進燃料とすることにより温室効果ガスの排出量を削減できる当社初のLPG二元燃料主機関を搭載する大型LPG船が竣工しました。

ドライバルク船においては、専用船が順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。また、ポストパナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船においても、契約貨物への投入を中心に効率的な配船と運航に努めた他、一部では好市況を享受したことで運航採算は当初の

目 次

株主の皆様へ 1

招集ご通知 3

第131期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類 9

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する
対応方針(買収防衛策)承認の件

予想を大きく上回る水準で推移し、収益の確保に寄与しました。

また、内航・近海ガス輸送においては、感染症拡大により民生用LPG需要が低迷しているものの、中長期契約に基づく安定的な収益確保と効率配船に取り組みました。

不動産業においては、感染症拡大の影響により都心のオフィスビル賃貸市況の下降基調が継続しました。国内企業はリモートワークを拡充し、これまでの増員計画をベースにした増床移転の見直しや固定費削減のための事業所縮小等を行い、オフィス需要が減少したことから賃料は下落し、空室率は6%台での推移となりました。

そのような中、当社所有ビルにおいては、商業フロアの営業に感染症の影響があったものの、6月末に竣工した日比谷フォートタワーも含め、オフィスフロアは概ね堅調な稼働を継続し、安定した収益を維持することができました。一方で、当社グループが運営するイイノホール&カンファレンスセンター及びフォトスタジオにおいては、感染症の影響で稼働と収益に大きな影響を受けましたが、緊急事態宣言が解除された10月以降はわずかながら回復の兆しが見られております。英国ロンドンのオフィスビル賃貸事業においては、商業フロアの営業に感染症の影響があったものの、オフィスフロアが順調に稼働したため、収益を維持することができました。

以上の結果、売上高は1,041億円(前期比17.1%増)、営業利益は75億24百万円(前期比10.1%増)、経常利益は94億31百万円(前期比38.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は125億26百万円(前期比63.6%増)となりました。

なお、当期末の配当につきましては、安定的な配当及び利益成長との連動性を高めるために通期業績に対して配当性向30%を継続するという基本方針に基づき、普通配当25円とし、中間配当11円とあわせ年間で1株当たり36円とさせて頂きました。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード:9119
2022年6月3日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社
代表取締役社長 當 舍 裕 己

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イノホール(飯野ビルディング4階)
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第131期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第131期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件

以上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当社の対応について>

本株主総会会場においては、株主総会当日の状況に応じて、当社スタッフのマスク着用等、感染予防措置を講じて参ります。

<株主様へのお願い>

感染リスクを避けるため、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

<来場される株主様へのお願い>

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの持参・着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。

また、ご来場の株主様で発熱が認められる方、体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声がけをして入場をお控えいただくことがございます。

その他にも感染予防措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.iino.co.jp/kaiun>

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2022年6月28日(火曜日) 午前10時

当日ご欠席の株主様



郵送にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



切り取って
ご投函ください。

▶ 行使期限：2022年6月27日(月曜日) 午後5時到着分まで



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2022年6月27日(月曜日) 午後5時入力完了分まで
インターネット等による議決権行使のご案内については6頁をご参照ください。

郵送とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◆ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 事業報告のうち「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

② 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類の他、上記の当社ウェブサイト掲載書類も含まれております。

◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

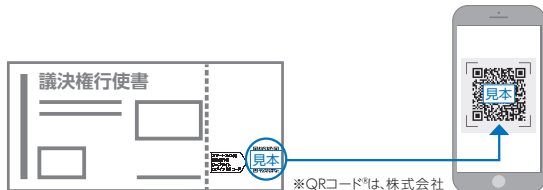
■ 当社ウェブサイト <https://www.iino.co.jp/kaiun>

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

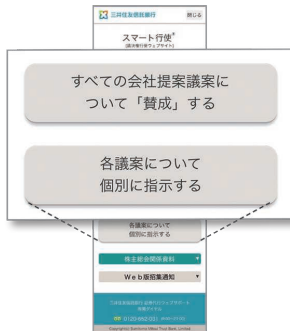
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



議決権電子行使プラットフォームのご利用について
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）
につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使
プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、
当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただく
ことができます。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

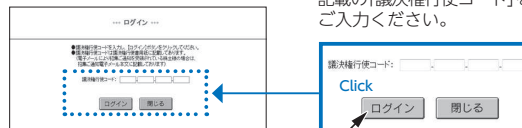
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力後、
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
※操作画面はイメージです。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

操作方法等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(受付時間 9:00~21:00)

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会当日の様様については、インターネットでのライブ配信を予定しています。
なお、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますので予めご了承ください。

公開日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時より（午前9:30から視聴画面へのアクセスが可能）

<視聴方法>

- ◆ パソコン、タブレット、スマートフォンにて視聴される株主様は、下記URLまたはQRコードよりアクセスしてください。
- ◆ ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。

URL

<https://9119.ksoukai.jp>

ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

パスワード

郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要）



<ご視聴にあたってのご注意事項>

- ◆ ご使用のパソコン、スマートフォン又はタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ◆ ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ◆ 株主総会のライブ配信は、ご来場をお控えいただいた株主様への情報提供を目的としており、本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません。予めご了承ください、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ◆ 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ◆ ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ◆ インターネット回線や機材トラブル等によるやむを得ない理由により、配信が中止になる場合がございます。

ライブ配信に関するお問い合わせについて

当日は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただくことができます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
証券代行事務センター 専用ダイヤル
0120-782-041
受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ
03-6311-4632
受付日時：6月28日（火）
午前9時から株主総会終了時まで

事前質問受付についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、事前に質問を受け付けています。
いただいた質問の中で、株主の皆様の関心が高いと思われる質問については、株主総会にて取り上げさせていただきます。

モバイル または パソコン

URLまたはQRコードよりインターネットライブ配信のサイトにアクセスし、IDとパスワードを入力しログインしたのち、質問専用ページの「質問記入フォーム」に入力してください。

URL <https://9119.ksoukai.jp>



QRコード



郵送 または FAX

質問を次の宛先まで、郵送またはFAXにて送付してください。

送付先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社 業務管理部 宛

FAX 03-6273-3057



※番号をお間違いのないよう、お気をつけください。

質問受付期限 2022年6月21日（火曜日）午後5時到着分まで

- ◇事前にいただいた質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ◇株主総会で取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けております。持続的な企業成長のための新規投資によって株主価値の増大に努めると同時に、長期的な観点から安定的な配当を継続し、配当額と利益成長との連動性を高めるため、通期業績に対して配当性向30%を基準とした配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と経営環境などを総合的に勘案し、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり11円を加えた当期の年間配当金は1株当たり36円となります。

1

配当財産の種類
金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円
総額2,645,130,050円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- 1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - 2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - 3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - 4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に変更します。但し、2021年6月25日開催の第130期定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. ～省略～</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. ～省略～</p> |
| <p><新設></p> | <p>(附則)</p> <p>第1条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第2条 (取締役の任期に関する経過措置)</p> <p>第21条の規定にかかわらず、2021年6月25日開催の第130期定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</p> |

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役 岡田明彦、小藺江隆一、神宮知茂及び大谷祐介の4名は任期満了となります。また、本定時株主総会終結の時をもって取締役 遠藤茂は辞任により退任いたします。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。



候補者番号

氏名

生年月日

1

おかだ あきひこ
岡田 明彦

1959年12月21日生

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2008年10月 当社経理グループリーダー

2011年 6月 当社執行役員、財務グループリーダー委嘱

2012年 6月 当社取締役執行役員、総務・企画グループリーダー委嘱

2014年 6月 当社取締役執行役員、不動産事業部担当

2016年 6月 当社取締役常務執行役員、総務・企画部担当

2018年 6月 当社代表取締役専務執行役員、経営企画部管掌、

事業開発推進部管掌、人事部管掌、経理部管掌及び業務管理部担当

2020年 6月 当社代表取締役専務執行役員、人事部管掌、業務管理部管掌、

経営企画部担当及びSR広報部担当

2021年 6月 当社代表取締役専務執行役員、人事部担当、業務管理部管掌、

SR広報部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌（現任）

<当社における管掌・担当>

人事部担当、業務管理部管掌、SR広報部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌

<重要な兼職の状況>

イノホール(株)代表取締役社長

所有する当社株式の数

48,600株

取締役会への出席状況

95%(20回/21回)

取締役候補者とした理由

岡田明彦氏は、経理・財務部門、総務・企画部門及び不動産事業部門での豊富な経験と知識を有しており、2018年6月より当社代表取締役専務執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号 氏 名 生年月日

2 お その え りゅう いち
小 藺 江 隆 一

1960年12月22日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年10月 当社入社
2006年 6月 当社海運営業第5グループリーダー
2010年 6月 当社海運営業第5グループリーダー兼IINO SINGAPORE PTE. LTD.
取締役社長
2011年 6月 当社執行役員、海運営業第5グループリーダー委嘱
2013年 6月 当社取締役執行役員、ケミカルタンカーグループ担当
2016年 6月 当社取締役常務執行役員、ケミカル船第一部・ケミカル船第二部担当
2020年 6月 当社取締役常務執行役員、油槽船部管掌、ガス船部管掌、
貨物船部管掌、ケミカル船第一部管掌、
ケミカル船第二部管掌および海外戦略管掌
2021年 6月 当社取締役常務執行役員、油槽船部担当、ガス船部管掌、
貨物船部管掌、ケミカル船第一部管掌、
ケミカル船第二部管掌及び事業戦略部管掌 (現任)

<当社における管掌・担当>

油槽船部担当、ガス船部管掌、貨物船部管掌、ケミカル船第一部管掌、ケミカル船第二部管掌及び事業戦略部管掌

<重要な兼職の状況>

なし

取締役候補者とした理由

小藺江隆一氏は、ケミカルタンカー部門での豊富な経験と知識を有しており、2016年6月より当社取締役常務執行役員を務め、同部門の営業力をさらに強化しております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数

45,200株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)



候補者番号 氏 名 生年月日

3 じん ぐう とも しげ
神宮 知茂

1961年2月16日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 (株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行
2006年10月 (株)みずほ銀行 恵比寿支店長
2008年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 新宿営業部長
2011年 4月 同 執行役員名古屋営業部長
2012年 4月 (株)みずほ銀行 常務執行役員 (営業店担当)
2014年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員人事グループ長
2015年 4月 (株)みずほ銀行 常務執行役員 (営業担当)
2016年 5月 当社顧問
2016年 6月 当社取締役常務執行役員、経理部担当
2020年 6月 当社取締役常務執行役員、経理部管掌 (現任)

<当社における管掌・担当>

経理部管掌

<重要な兼職の状況>

イイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長及び飯野システム(株)代表取締役社長

所有する当社株式の数

38,700株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

取締役候補者とした理由

神宮知茂氏は、経理・財務部門での豊富な経験と知識を有しており、2016年6月より当社取締役常務執行役員を務め、当社グループの会計及び財務管理にあたっております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号 氏 名 生年月日

4 おおたに ゆうすけ
大谷 祐介 1967年9月16日生

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
2010年 6月 イイノガストランスポート(株)営業グループリーダー
2012年 6月 当社ガスキャリアグループリーダー
2014年 6月 当社ドバイ駐在員事務所代表
2016年 6月 当社総務・企画部長
2017年 6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長
2018年 6月 当社執行役員、経営企画部長委嘱
2019年 6月 当社執行役員、ビル事業部担当、不動産開発企画部担当
2020年 6月 当社取締役執行役員、ビル事業部担当及び不動産開発企画部担当
2021年 6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、
業務管理部担当及びSR広報部担当 (現任)

<当社における管掌・担当>

経営企画部担当、業務管理部担当及びSR広報部担当

<重要な兼職の状況>

イイノエンタープライズ(株)代表取締役社長

所有する当社株式の数

21,900株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

取締役候補者とした理由

大谷祐介氏はガス船部門、総務・企画部門での豊富な経験と実績を有しており、2021年6月より当社取締役常務執行役員を務め、同年同月からは経営企画部、業務管理部及びSR広報部を担当し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



| 候補者番号 | 氏名 | 生年月日 |
|-------|----|------|
|-------|----|------|

| | | |
|---|-----------|----------|
| 5 | みよし 三好 | まり 真理 |
|---|-----------|----------|

1958年3月16日生

| | |
|---|---|
| 新 | 任 |
| 社 | 外 |
| 独 | 立 |

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 外務省入省
- 2006年 8月 国際連合日本政府代表部公使
- 2008年 8月 在ドイツ日本国大使館公使
- 2012年 4月 法務省仙台入国管理局長
- 2014年 1月 外務省領事局長
- 2015年10月 在アイルランド特命全権大使
- 2019年 8月 特命全権大使 (国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当)
- 2021年 3月 外務省退官
- 2021年 6月 当社社外監査役 (現任)

所有する当社株式の数

700株

取締役会への出席状況

100%(15回/15回)

監査役会への出席状況

100%(10回/10回)

<重要な兼職の状況>

東京大学公共政策大学院客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三好真理氏は、現在当社社外監査役に就任しておりますが、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な経験と知識を有しており、幅広い見地から、社外監査役として取締役の職務執行を適切に監視いただくとともに、経営に対して有益なご意見をいただいております。同氏は過去に企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役として、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行できるものと期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三好真理氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役ですが、本定時株主総会終結の時をもって辞任により社外監査役を退任いたします。なお、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。また、取締役会への出席状況は、社外監査役としてのものです。
3. 当社は、(株)東京証券取引所他当社上場証券取引所に対して、三好真理氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、三好真理氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
4. 三好真理氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。三好真理氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
6. 当社は各取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。なお、岡田明彦氏、小園江隆一氏、神宮知茂氏、大谷祐介氏の再任及び三好真理氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続の予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験

| | 取締役就任年 | 企業経営 | 営業戦略 マーケティング | 財務・会計 テクノロジ・IT | 人事・労務 | ESG経営 | グローバル戦略 |
|---------------|--------|------|-----------------|-------------------|-------|-------|---------|
| 岡田明彦 | 2012 | ● | | | ● | ● | |
| 小園江隆一 | 2013 | | ● | | | ● | ● |
| 神宮知茂 | 2016 | | ● | ● | | ● | |
| 大谷祐介 | 2020 | | ● | ● | | ● | |
| 独立・社外 三好真理 | 新任 | | | | | ● | ● |

(2022年3月31日現在)

上記の表の考え方につきましては、報告書の20ページ記載の取締役・監査役の専門性と経験の表に記載の注記を参照ください。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月27日開催の第127期定時株主総会において補欠監査役に選任された三宅雄大氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとされております。

改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠者として1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことを就任の条件とし、本決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までといたします。

当該補欠者の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。



| 氏名 | 生年月日 |
|----------------------------|-------------|
| み やけ ゆう だい 三宅 雄大 | 1974年6月24日生 |

社 外
独 立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録（東京弁護士会）
同年同月 三宅法律事務所入所（現在に至る）

所有する当社株式の数

1,000株

補欠の社外監査役候補者とした理由

三宅雄大氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有しております。同氏は過去に企業経営に関与したことはありませんが、同氏の見識を活かして当社の経営の監視を適切に行うことが出来ると判断するとともに、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが出来ると期待し、社外監査役の補欠者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三宅雄大氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認され、三宅雄大氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結する予定です。
4. 三宅雄大氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出る予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、三宅雄大氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。
6. 当社は各取締役および監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。なお、三宅雄大氏が監査役に就任した場合は、当該契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件

当社は、2019年6月26日開催の当社第128期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を継続いたしました(当該定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続した対応方針を、以下「原方針」といいます。)

その後引き続き、当社は、敵対的な企業買収の動向などの社会・経済情勢の変化、昨今の買収防衛策に関する司法判断の内容、及びコーポレート・ガバナンスを含む様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、原方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、同年6月に開催予定の第131期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における出席株主の皆様のご賛同を得て承認されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、以下の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定いたしました。そこで、本方針について、出席株主の皆様のご賛同の過半数をもってご承認をお願いするものです。

なお、本方針の導入に当たり、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的内容は原方針と同一であります。

本方針に係る手続の流れの概要については、別紙1をご参照下さい。上記取締役会においては、本方針の導入について、独立役員である社外取締役3名を含む取締役8名の全員一致で承認可決されるとともに、独立役員である社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、異議がない旨の意見を述べております。

なお、本定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、原方針についても本定時株主総会の終結時に有効期間の満了により終了いたします。

《買収防衛策を導入・継続する必要性及び合理性》

当社は、中長期的な企業価値ひいては株主の皆様のご賛同の向上を図るため、変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることを経営の基本方針としており、これにより中長期的な視点からの安定的な経営を実現し、当社の事業の発展基盤である安全性を確保できるものと考えております。かかる経営の基本方針を達成するためには、それぞれの事業に精通した経営者が中長期的な視点から事業戦略を策定し、遂行することが必要不可欠であると考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様のご賛同の向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、例えば、専ら自身の短期的な利得のみを目的とする敵対的な企業買収が行われる可能性も少なからず存在し、そのような敵対的な企業買収は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定・遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。しかし、現在の日本の公開買付制度は、

原則として市場内での大規模な買付行為に適用されないため、当社の中長期的な企業価値を損なう敵対的な企業買収のリスクに十分に対応できないだけでなく、公開買付制度の適用がある場合でも、株主の皆様が敵対的な企業買収の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者(下記Ⅲ.2.に定義されます。以下同じです。)に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、本方針を導入する必要があると考えております。

また、本方針は、経営者の自己保身に利用されないように合理性・公正性が十分に確保されています。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、(i)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くか、又は、(ii)独立性の高い特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断を行うこととしており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。また、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型(別紙3の1.乃至4.)及び(ii)強圧的二段階買収(別紙3の5.)の五つの類型に限定しております。さらに、大規模買付者に対する大規模買付情報(下記Ⅲ.2.(2)に定義されます。)の追加請求の是非、大規模買付者に対する情報提供完了通知(下記Ⅲ.2.(2)に定義されます。)の是非、取締役会評価期間(下記Ⅲ.2.(3)に定義されます。)の延長の是非についても、特別委員会への必要的な諮問事項となっており、当社取締役会による恣意的な運用による手続の遅延を防止するための仕組みが確保されています。加えて、当社の独立役員である社外取締役は当社取締役の3分の1を超えている(独立役員である社外監査役を合わせた独立役員は当社取締役会に出席する取締役・監査役の4割を超えている)ため、当社取締役会による対抗措置の発動を含む本方針の運用の公正性も担保されています。

なお、当社は、原方針の有効期間中においても、中期経営計画等による企業価値向上への取組み及びコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを通じて当社の中長期的な企業価値の向上に鋭意努めており、これらの結果として、厳しい経営環境にもかかわらず、安定した業績を達成しています。そのため、当社は、本方針の導入・継続は当社の取締役会による企業価値向上への取組みを妨げるものではないと考えております。原方針の有効期間中に実施した、コーポレート・ガバナンスの充実のための主な取組みの内容は、以下のとおりです。

2022年度においては、本定時株主総会において、①取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するための定款変更議案及び②女性社外取締役1名の選任議案の付議を予定しております。①は取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制の構築を、②は取締役会のダイバーシティを推進することを目的としており、いずれもコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものです。また、当社は、グループの統制を強化し、グループ経営の実効性と課題解決に向けた対応力の向上を図ることを目的として、③グループ・オペレーティング・オフィサー(GOO)の設置を決定しており、GOOに任命されるグループ会社企業執行責任者は、当社の執行役員と同じ視点をもってグループ経営戦略に密接に関わってまいります。さらに、④新たな部署としてサステナビリティ推進部を設置いたします。サステナビリティへの取組みについては、当社中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」において、重点強化策の一つとしており、これまで社内横断的タスクフォースを設置し全社的に取り組んでおりましたが、独立した部署を設置し専門的に対応することで、当該取組みをさらに加速させてまいります。これらの4つの取組みにより、当社は更なる企業価値の向上を目指してまいります。

| 年度 | 主な取組みの内容 |
|--------|--|
| 2019年度 | 独立社外取締役を2名から3名に増員 |
| | 指名・報酬諮問委員会を新設 |
| 2020年度 | 株式購入報酬制度(対象者:全業務執行取締役)を改定し、クローバック条項を新設 |
| | 改正会社法に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定 |
| 2021年度 | 指名・報酬諮問委員会の委員長を代表取締役社長から独立社外取締役に変更 |
| | 女性役員(社外監査役)の登用 |
| | 取締役会の指示に基づき、経営監査室による内部監査の監査報告を取締役に直接報告する体制を整備 |
| | 当社グループの事業において生じうるリスクについて、当社取締役に報告がなされ、当社取締役会がリスク管理体制の運用状況の監督を行う体制を整備 |
| 2022年度 | 取締役の任期を2年から1年に短縮するための定款変更議案を本定時株主総会に付議する旨を決定 |
| | 女性社外取締役1名の選任議案を本定時株主総会に付議する旨を決定 |
| | グループ・オペレーティング・オフィサー(GOO)の設置を決定 |
| | サステナビリティ推進部の設置を決定 |

【ご参考】本方針の主要項目

| 主要項目 | 該当箇所 | 内容 |
|---------------|--------------------------|--|
| 大規模買付行為 | Ⅲ.2. | ①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為 |
| 取締役会 評価期間 | Ⅲ.2.(3) | 対価を円貨のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間 その他の大規模買付行為の場合には最長90日間 |
| 対抗措置の 発動類型 | Ⅲ.3.(1)(ii)(ア)(イ) 別紙3 | 大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合に、株主意思確認総会を招集することなく対抗措置の発動が可能な大規模買付行為の類型を、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び(ii)強圧的二段階買収の五つの類型に限定 その他の大規模買付行為について対抗措置を発動するには株主意思確認総会の招集が必要 |
| 対抗措置の内容 | Ⅲ.3.(2) | 新株予約権の無償割当てその他法令及び定款上認められる手段 |
| 特別委員の資格 | 別紙5の2. | 特別委員は独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任 |
| 有効期間 | Ⅲ.4.(4) | 2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時まで |

(注) 上記表は、本方針の主要項目の内容を分かりやすく説明するために便宜上作成したものです。本方針の詳細は、以下の本文をご参照下さい。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

当社は、敵対的な企業買収であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような敵対的な企業買収の中には、専ら自身の短期的な利益のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該企業買収の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記2.のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記I.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

1. 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

(1) 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、大型原油タンカー、ガス船及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルク船によるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等との中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要な不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。2011年10月に開業した飯野ビルディング(東京都千代田区内幸町)は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティ機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企

業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として120年以上もの間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、当社に対する評価と信頼の基礎となる事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるといふ経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の備船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上のとおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基礎に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

下記(2)の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に資するものと考えております。

(2)中期経営計画

当社グループは2020年4月に、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据え、3カ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage —2030年に向けて—」(計画期間：2020年4月～2023年3月、以下「本計画」といいます。)を策定しました。

2017年4月に策定した前中期経営計画「Be Unique and Innovative. —創立125周年(2024年)に向けて—」(計画期間：2017年4月～2020年3月、以下「前計画」といいます。)では、「バランス経営の推進と先進性への挑戦」をテーマとし、海運業では、大型原油タンカーでの競争力強化や内航ガスビジネスでの優位性確保に努め、また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発事業(日比谷フォートタワー 2021年6月末竣工)を推進するとともに、英国ロンドンのオフィスビルを取得する等、次世代ビジネスへの取組みも加速化させ、海運業と不動産業を両輪とした経営の進化に注力しました。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げています。そして本計画期間中においては、前計画の方針を踏襲し、独自のビジネスモデルである“IIINO MODEL”の形成、高品質なサービス“IIINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造(CSV)を目指してまいります。

本計画において、当社グループは、「共通価値の創造を目指して」をテーマとし、新たな3つの重点強化策として、「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取組み」を重点的に実行しています。

また、これらの重点強化策を支える6つの基盤整備項目として、「船舶・ビル管理の品質向上、安全の徹底」、「コスト競争力の強化」、「人的資本の育成・強化」、「海外拠点の更なる活用」、「DXの推進加速」、「ESG・SDGsへの対応強化」に取組むことで企業の基盤と土台の盤石化を図っています。

本計画の詳細については当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/plan.html>

2. コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

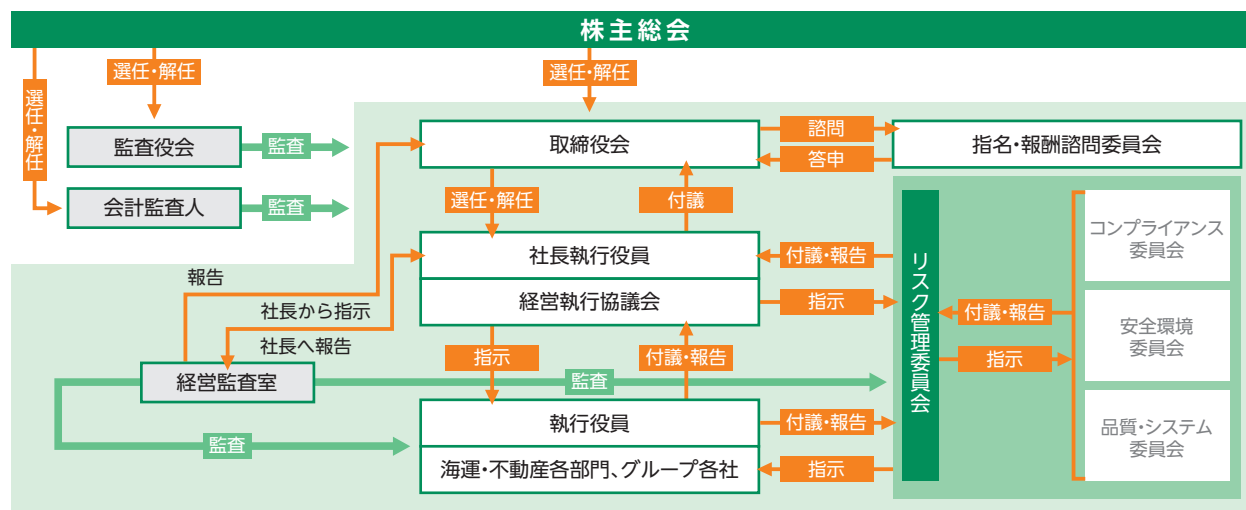
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役職員の行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

なお、当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組めます。

- (i) 株主の権利を実質的に確保するための適切な対応と株主がその権利を適切に行使できる環境の整備とを行うとともに、全ての株主の実質的な平等性の確保に配慮します。
- (ii) 株主、従業員、お客様、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (iii) 財務情報のみならず非財務情報についても適切な開示がなされるように主体的に取り組む、分かりやすく有用性の高い情報開示と透明性の確保に努めます。
- (iv) 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適切なリスクテイクを支える環境整備や取締役に対する実効性の高い監督等の役割・責務を適切に果たします。監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を適切に果たします。
- (v) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制図



(2) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、取締役会及び監査役会を設置し、これらが業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また、社外監査役を含む監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催するとともに、代表取締役社長直属の経営監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たるいわゆる三様監査体制をとっております。さらに、2021年度より、取締役会の指示に基づき、経営監査室による内部監査の監査報告を取締役に直接報告する体制を整備しております。

また、当社は、当社及び当社の主要なグループ会社の代表取締役を構成メンバーとするコンプライアンス委員会、安全環境委員会及び品質・システム委員会からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っており、当社グループの事業において生じうるリスクについては、当社取締役会に報告を行い、当社取締役会がリスク管理体制の運用状況の監督を行っております。

さらに、業務執行については、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、社外取締役を含む取締役会から授権された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議及び経営に関する意見交換・情報交換等を行っております。

加えて、当社は、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する手続等の客観性・透明性・公平性を高めるために、独立役員である社外取締役及び代表取締役により構成され、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会を原則として毎月1回開催し、取締役会の諮問に基づき、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、取締役会の機能を向上させることを目的として、取締役会の実効性につき、毎年全ての取締役及び監査役を対象として分析と評価を実施しております。具体的には、無記名のアンケート方式による自己評価を行い、その評価内容を踏まえた上で取締役会で議論し、分析・評価を行っております。

上記のほか、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みの詳細については当社HPをご参照下さい。

コーポレート・ガバナンス報告書：<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/pdf/governance.pdf>

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本方針を導入いたします。本方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を図るため、変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることを経営の基本方針としており、これにより中長期的な視点からの安定的な経営を実現し、当社の事業の発展基盤である安全性を確保できるものと考えております。かかる経営の基本方針を達成するためには、それぞれの事業に精通した経営者が中長期的な視点から事業戦略を策定し、遂行することが必要不可欠であると考えております。

当社は、大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社の中長期的な企業価値の向上ではなく、専ら自身の短期的な利得のみを目的とする大規模買付行為が行われる可能性も少なからず存在し、そのような大規模買付行為は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定、遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。

また、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。そして、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び中期経営計画に基づく様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。しかしながら、株主の皆様に対して大規模買付行為の提案に関する情報が十分に提供されなかったり、株主の皆様による熟慮の機会が十分に確保されない方法による大規模買付行為が行われる可能性も存在し、そのような大規模買付行為は株主の皆様株式の売却を事実上強要するおそれがあります。

それにもかかわらず、現在の日本の公開買付制度は、原則として市場内での大規模買付行為に適用されないため、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為のリスクに十分に対応できません。また、公開買付制度の適用がある場合でも、株主の皆様が大規模買付者の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。

以上のとおり、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性があると考えています。そして、そのような大規模買付行為が実際になされた場合には、現在の日本の公開買付制度だけでは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を十分に確保又は向上させることは難しいと考えています。そのため、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、本方針を導入することを決定いたしました。

なお、当社取締役会による本方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙2をご参照下さい。

2. 大規模買付ルールの設定

当社は、本方針において、①特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為^(注3)(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。これらの行為を以下「大規模買付行為」といいます。)を行い又は行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)を対象として、大規模買付者に従って頂くべき手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めます。

(注1)「特定株主グループ」とは、①②当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。)の保有者(同項に規定する保有者をいい、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。)及び③その共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。)、並びに、②③当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、別段の定めがない限り同じです。)を行う者及び④その特別関係者(同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。)を意味します。なお、本方針において引用される法令等に改正(法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

(注2)「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な行為態様に応じて、①特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。以下、別段の定めがない限り同じです。)、又は、②特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。)の合計をいいます。なお、株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下、別段の定めがない限り同じです。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)「当社の他の株主との合意その他の行為」とは、当該他の株主と共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他の金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

(1)大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、以下の事項を日本語で記載した書面(以下「大規模買付意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

(i)大規模買付者の概要

- ①氏名又は名称及び住所又は所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数及び大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等^①を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。))を含みます。)
- (iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付して頂きます。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日^②(初日不算入)以内に、当初提供して頂くべき情報が記載された書面(以下「提供情報リスト」といいます。)を上記(1)(i)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。当社代表取締役社長は、大規模買付者から提供して頂いた情報を速やかに特別委員会に提供します。

また、提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると、当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。当社取締役会は、当該判断に際して、必要に応じて財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。当社代表取締役社長は、大規模買付者から追加で提供して頂いた情報についても速やかに特別委員会に提供します。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として提供情報リストの一部に含まれるものとしますが、提供情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が提供情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示して頂いた目的の具体的な内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性(法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。))に関する意見を含みます。)
- ③ 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。)並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買

^① 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

^② なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に規定する日以外の日を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載して頂きます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載して頂きます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載して頂きます。)

- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要(預金の場合には預金の種類別の残高、借入金の場合には借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容及びその他の資金調達方法による場合にはその内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑫大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑬当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑮反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑯大規模買付行為が当社の株券等の買付行為を伴わない場合には、以下の情報
 - ア 大規模買付行為の相手方となる者との現在の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の関係を含みます。)
 - イ 大規模買付行為の相手方となる者と現在の関係を形成した時期及び目的

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報(当社が提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下、同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社取締役会が、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断するときには、当社は、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を行うとともに、その旨を開示いたします。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知を行った日から最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知を行った日から最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、当該延長は一度に限るものとします)。当社取締役会は、当該判断に際して、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合の取扱いについては、下記3.(1)(iii)をご参照下さい。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置の発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。なお、大規模買付者が大規模買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大規模買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大規模買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大規模買付情報の一部が大規模買付者から提供されないことのみをもって、当該大規模買付者が大規模買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、下記4.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は②大規模買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、且つ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記②の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、以下の(ア)又は(イ)の場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、別紙3に掲げる場合のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白な場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記4.(1)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、株主意思確認総会の招集を要しないものとします。

(イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

当社取締役会は、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、②当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合(別紙3に掲げる場合のいずれにも該当しない場合を含みます。)には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。なお、上記②の場合で、株主意思確認総会が開催されたときには、対抗措置の発動に際して、特別委員会に対する諮問を要しないものとします。

(iii) 株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において株主意思確認総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会最終時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記2.(3)に記載のとおり、大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 対抗措置の内容

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。対抗措置の選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上のために必要に応じて相当な手段を決定することといたします。

本新株予約権の概要は別紙4に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的な発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

4. 本方針の合理性・公正性を担保するための制度・手続

(1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 特別委員会の設置

大規模買付者に対して大規模買付情報の追加請求又は情報提供完了通知を行うか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、特別委員会規則(その概要は別紙5に記載のとおりです。)に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。

また、本方針導入時の特別委員会の委員(以下「特別委員」といいます。)には、山田義雄氏、大江啓氏及び吉田康之氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙6「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりですが、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役であり、且つ、当社が上場する金融商品取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします(但し、株主意思確認総会を招集する場合は、この限りではありません。)

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、大規模買付者に対する大規模買付情報の追加請求の是非及び情報提供完了通知の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非並びに発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原方針に替えて、本方針を導入することを決議しております。したがって、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本方針は導入されないものとし、また、原方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記3.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

(3) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が、本方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②に定める場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記の特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会は、上記①又は②に定める場合に該当すると判断する場合には、発動した対抗措置を、その決議により中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかにその旨を開示するものとします。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の割当期日(別紙4第1項において定義されます。以下、同じです。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として、当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

(4) 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期間は、2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③2023年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに開示いたします。

5. 本方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本方針は、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則(原則1-5、補充原則1-5①)をいずれも実施することとしております。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記4.(2)(i)に記載のとおり、2022年5月10日開催の当社取締役会において、本方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本方針に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本方針を導入することを決議しております。

また、上記4.(2)(ii)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

さらに、上記4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は、2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。

加えて、本方針の有効期間の満了前であっても、③2023年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議し、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本方針は、上記3.(1)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。なお、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、(i)いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型(別紙3の1.乃至4.)及び(ii)強圧的二段階買収(別紙3の5.)の五つの類型に限定しています(但し、上記3.(1)(ii)(ア)に記載のとおり、これらの類型に該当する場合についても、株主意思確認総会決議に基づく場合を除き、特別委員会への諮問は必要となります。)

(5) 特別委員会の設置

上記4.(1)(i)に記載のとおり、当社は、本方針において、大規模買付者に対して大規模買付情報の追加請求又は情報提供完了通知を行うか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から選任される特別委員により構成される特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本方針の運用及び対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)に記載のとおり、本方針の有効期間は2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時までであり、また、本方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記4.(3)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回することはありません。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

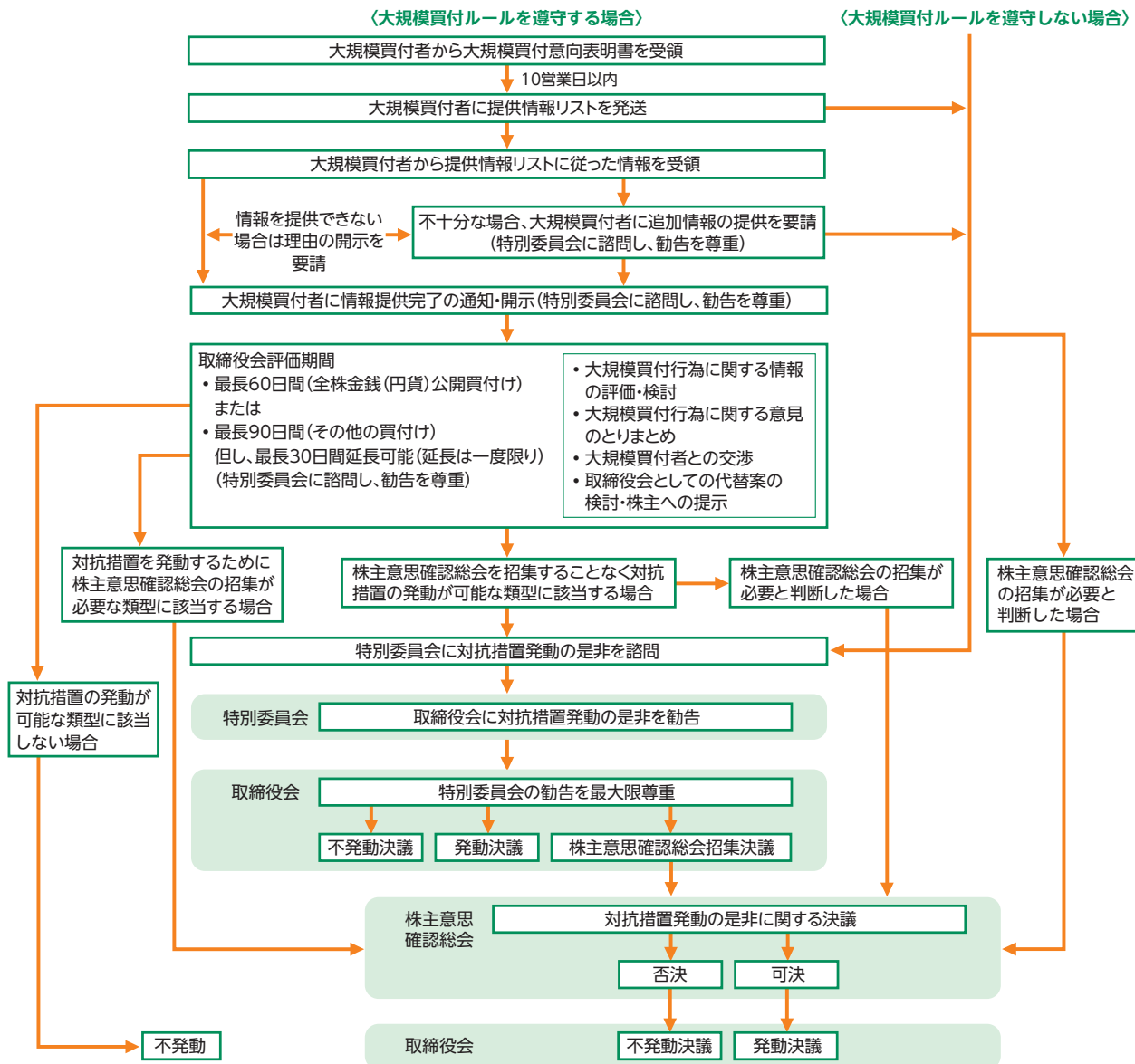
また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使して頂く(その際には一定の金銭の払込みを行って頂きます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

7. その他

本方針は、2022年5月10日開催の当社取締役会において社外取締役3名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べました。当社取締役会においては、今後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論等にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、必要に応じて本方針の見直し又は本方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

大規模買付行為に関する対応方針フローチャート



※上記フローチャートは「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(本方針)における大規模買付ルールの概要をご理解いただくための参考資料です。詳細については、本方針の本文をご確認ください。

当社株式の状況 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式総数 108,900,000株
3. 株主数 14,024名
4. 大株主(上位10名)

| 株主名 | | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) |
|-----|-------------------------|--------------|----------------------------|
| 1 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 12,675,000 | 11.63 |
| 2 | 飯野海運取引先持株会 | 5,371,350 | 4.93 |
| 3 | 株式会社みずほ銀行 | 4,941,500 | 4.53 |
| 4 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 4,211,275 | 3.86 |
| 5 | 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 4,134,100 | 3.79 |
| 6 | 三井住友信託銀行株式会社 | 3,622,000 | 3.32 |
| 7 | 株式会社竹中工務店 | 3,350,000 | 3.07 |
| 8 | 日本生命保険相互会社 | 2,256,300 | 2.07 |
| 9 | トーア再保険株式会社 | 2,253,100 | 2.06 |
| 10 | 株式会社池田泉州銀行 | 1,745,200 | 1.60 |

(注)上記のほか、当社は自己株式3,094,798株を保有しております。

(別紙3)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうことが明白な類型

1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、船舶その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている又は行おうとしていると判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)に該当すると判断される場合

以上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の付与の対象となる株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

2. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものとします。

4. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の当社の発行済普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)の総数と同数とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者^㉑、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者^㉒、④特定大量買付者の特別関係者若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者^㉓(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

-
- ③ 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - ④ 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(同条第1項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)は、3名以上とし、当社の独立役員である社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任するものとする。
3. 特別委員の任期は、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時又は本方針の導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の後に最初に開催される取締役会の終結時又は当該委員と当社とが別途合意したその他の時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役社長又は各特別委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、特段の事情がない限り、特別委員の全員が出席し(電話会議システム、テレビ電話、Web会議システムその他の出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる電磁的な方法による出席を含む。)、その過半数をもってこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項(以下「本諮問事項」という。)について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする(但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。)
 - (1)大規模買付者に対する大規模買付情報の追加請求の是非
 - (2)大規模買付者に対する情報提供完了通知の是非
 - (3)取締役会評価期間の延長の是非
 - (4)対抗措置の発動の是非
 - (5)発動した対抗措置の維持の是非
 - (6)その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
8. 特別委員会は、当社取締役会及び当社代表取締役社長より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程及び本諮問事項の検討に際して使用又は検討した資料及び情報の全ての提供を受ける。
9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し又は当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、特別委員会は、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性及び中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担する。

特別委員会委員の略歴

1 やまだ よしお 山田 義雄

| | |
|---------|-----------------|
| 1983年4月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会) |
| 同年同月 | 本谷法律事務所入所 |
| 1988年4月 | 中野・山田法律事務所開設 |
| 1989年4月 | 山田法律事務所開設(現) |
| 2012年6月 | 当社補欠監査役 |
| 同年同月 | 当社特別委員会委員就任(現) |
| 2018年6月 | 当社社外監査役(現) |

2 おおえ けい 大江 啓

| | |
|---------|---------------------|
| 1973年4月 | 旭化成工業(株)(現旭化成(株))入社 |
| 2000年6月 | 同社医薬営業推進部長 |
| 2004年4月 | 旭化成ファーマ(株)取締役 |
| 2006年4月 | 同社代表取締役社長 |
| 2008年4月 | 同社顧問 |
| 2010年6月 | 同社顧問退任 |
| 2015年6月 | 当社社外取締役(現) |
| 2018年6月 | 当社特別委員会委員就任(現) |

3 よしだ やすゆき 吉田 康之

| | |
|----------|-------------------------|
| 1971年4月 | (株)三菱総合研究所入社 |
| 2002年10月 | 同社参与 |
| 2007年10月 | (株)日建設計総合研究所入社上席研究員 |
| 2008年1月 | 同社常務理事 上席研究員 |
| 2008年6月 | (株)タダノ社外取締役 |
| 2009年3月 | (株)日建設計総合研究所取締役常務理事 副所長 |
| 2011年3月 | 同 退任 |
| 2019年6月 | 当社社外取締役就任(現) |
| 2021年6月 | (株)タダノ社外取締役退任 |

なお、山田氏、大江氏及び吉田氏は、当社が上場する金融商品取引所に対して、独立役員として届け出ております。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性及び資質に関する基準について

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者(注1)
2. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額(注4)の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者(注5)
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a)当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
 - (b)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c)過去3年間において上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)前記4に関しては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

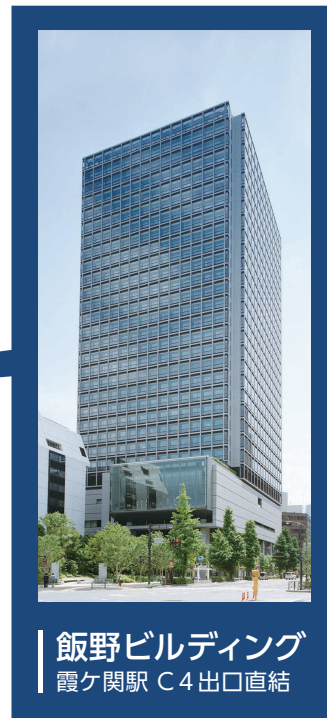
(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

以上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 **イイノホール(飯野ビルディング4階)**



交通

東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」**C4出口** 直結・**C3出口** 徒歩約1分

東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」**B2出口** 徒歩約5分

東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」**9番出口**・**1番出口** 徒歩約3分

都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」**A6出口** 直結 徒歩約3分・**A7出口** 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。

